

## 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載状況調査

企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により平成29年3月末決算企業から有価証券報告書(以下、有報)の開示様式が変更になり、【対処すべき課題】が【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(以下、「対処すべき課題等」となった。これは、経営方針・経営戦略等を定めている場合や、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載し、企業と投資家との建設的な対話を図ることを企図する改正である。本レポートでは、日経225の3月末決算企業189社の有報における記載状況を分析する。

### レポート サマリー

- 経営計画においてコミットする年数は3年が最多、長期との組み合わせも増加
- 重視する客観的な指標等は利益が最多、ROEが続く
- 品質不祥事等に関する再発防止策やガバナンス体制強化の説明をする企業が多く見られた

## 1. 改正の背景と調査概要

企業と投資家との建設的対話を促進していく観点から、より効果的・効率的な開示を目指し、決算短信、事業報告書等、有報の開示内容の整理・共通化・合理化に向けた提言が、平成28年に金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループよりなされた。有報においては、投資判断に必要かつ重要な情報であり、対話に資する情報であるとの観点から、「経営環境及び経営方針・経営戦略等」の記載を求めることが適当である旨の提言がなされ、上記の有報の改正が行われた。

当レポートでは、改正2年目の「対処すべき課題等」において、いかにエンゲージメントを促進するための情報の強化が図られているかについて、客観的指標、具体的なESG文言に焦点を当てて調査を行った。

## 2. 経営方針、経営計画

「経営方針、経営計画」については、昨年同様、企業理念やビジョン、企業文化といった概念に言及している会社が殆どであった。また、

当セクションの中で、中期ないし長期の経営計画を掲載している会社が多く見られたが、下記表1の通り、コミットしている年数として、3年の企業が最も多く91社、言及していない企業が37社であった。また、例えば10年の長期経営計画中の、第〇期中期経営計画(3年)といったように、複数のコミット年数を記載している企業は昨年度より増加し、25社見られた。

有報中で、チャート等を使用し、ビジュアルで中計や戦略を示している会社は昨年度の11社から微増し14社となったが、価値協創ガイダンスやIIRCのフレームワークで想定されているようなビジネスモデルを開示している会社は見られなかった。

(表1：経営計画等のコミット年数 )

	2017 (n:187)	2018 (n:189)
言及なし	40	37
3年	87	91
4年以上	43	36
長期・短期年数の両方	17	25

(注)2017年3月期は、調査時点において有報が確認できなかった2社を除いている。

### 3. 客観的な指標等

経営上の目標を達成するための客観的指標の個数は、下記表2の通り1~4個の会社が121社、全く挙げていない会社が32社であった。各社の平均掲載個数は、2.9個(去年は2.5個)であった。

客観的指標を財務分析の視点を用いて分析したものが下記の表3である。各社が挙げている指標を主にP/L面から判定する成長性指標(売上高、利益(率)、一株当たり利益など)、主にB/S面から判定する健全性指標(自己資本比率、負債比率、DEレシオなど)、効率性指標(ROE、ROIC、ROAなど)といった概念を用いて類型化した。

その結果、利益額や利益率などの利益指標を挙げている会社は125社で最も多く、続いて効率性指標のうちROE、ROICを挙げている会社が98社で続き、売上額や海外売上比率などの売上関連指標を挙げている会社が65社あった。ROEや、売上・利益を挙げている会社が多い理由としては、短信で従前より記載が求められていた項目である、財務諸表の数値をそのまま使用して算定できる、といった事情が推察される。また、何らかの健全性指標を挙げている会社が58社に上った。その他目立った指標としては、還元方針(還元率、配当額)や、フリーキャッシュ・フローを挙げている会社が10数社見られた。

(表2：客観的指標の個数)

	2017(n:187)	2018(n:189)
0	45	32
1、2	54	49
3、4	60	72
5個以上	28	36

(表3：主要な客観的指標)

	2017 (n:187)	2018 (n:189)
利益指標	113	125
ROE、ROIC	86	98
売上関連	65	65
健全性	52	58

### 4. その他

189社の「対処すべき課題等」を分析した中で、大多数はCO2排出量の削減であるものの、16社と10%未満ではあるが非財務目標を掲げている会社も見られた。また、昨年と比較し、SDGsの文言が見られるようになったのも大きな特徴である。昨年同様、マテリアリティに言及していた会社は5社未満にとどまった。最後に、昨年と比較して最も特徴的だった点が、2017年にマスコミを騒がせた品質不祥事や独占禁止法違反等に伴うコンプライアンス違反である。実に20社弱の企業が、調査委員会の結果を踏まえた再発防止策のほか、コンプライアンスやガバナンスの強化に言及していた。

### 5. まとめ

「対処すべき課題等」は、有報において【事業等のリスク】、【従業員の状況】、そして当3月末決算において改正があった【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】と並び、投資家を中心としたステークホルダーにとって非常に重要な情報である。特に有報は、全てのセクションにおいて完全に英訳されるとは限らないため(アニュアルレポートなどでは一部分の英訳に留まる)、重視する指標や、会社にとって不利な情報も含めた会社の課題が万遍なく記載されている「対処すべき課題等」は、投資家をはじめとしたステークホルダーとのエンゲージメントにおいて欠かすことが出来ない情報と言えよう。非財務情報の開示の充実化の流れの中で、企業の飾らない本来の姿を開示し、企業の体力・耐性を示していくことが、有報にも求められよう。

(出所) 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所 ESG/統合報告研究室の調査による